

あいぽーと通信

令和7年
(2025)
6月発行
第73号

トピックス
Topics

- 特集: 第1回あいぽーと徳島研修会 人が人をいじめること… セクハラ、パワハラ問題を考える
- 第1回県民講座 ～障がいのある子やひきこもりの子への「親なきあと」を考える
- 令和7年度人権に関する児童生徒の作品受賞標語ポスター巡回展
- 新着図書・DVD・人権啓発パネルのご案内 ●あいぽーと徳島情報

あいぽーと徳島では、人権に関するさまざまなイベントを開催しています。

特集

第1回 あいぽーと徳島研修会 人が人をいじめること… セクハラ、パワハラ問題を考える

「ハラスメントは 大人のいじめ」

ハラスメントは「しつこくいじめる」という意味の英語ですが、学校や職場、地域のグループなどで行われる、大人の世界のいじめを指します。職場というのには普通法律を守って仕事をしないといけなしいし、外国人や女性、病気の障がいを持つ人を差別してはいけなしいと決められています。それにプラスしてハラスメントに対しても法律や対策が弱いながらもできてきました。

「セクハラは 「軽いいたづら」ではない

「セクシユアル・ハラスメント」という言葉は1989年に新語流行語大賞のひとつになるなど、日本ではその言葉はよく知られるようになりましたが、誤解されている言葉でもあります。軽い嫌がらせがセクハラで、レイプなどはセクハラではなく犯罪だといふ人がいますが、セクハラとは犯罪と重なった行為であり、会社や学校にはそれに対応する責任が

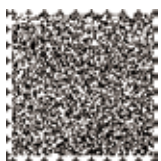
あります。「セクシユアル・ハラスメント」の防止義務が初めて制度化されたのは1999年に男女雇用機会均等法の改正からですが、厳しい罰則がないため中小企業などではなかなか守られていません。では、痴漢とセクハラはどう違うのでしょうか。身体を触られたりするところまでは同じ性暴力ですが、助けを求めたり逃げることができず、痴漢と違い、セクハラは会社や学校の関係者の中で、相手との関係にマイナスな影響があることを恐れて拒否しにくいのが特徴です。そのためセクハラ被害者の多くは警察に行きませんが、被害者を守るために会社が責任をもって対応しなければなりません。

またセクハラは被害に遭うケースが女性に圧倒的に多いと認識されていましたが、男性も被害者になります。例えば大学のコンパでみんなの前で服を脱ぐことや性体験について話すことを強要させるなど、実際には性別に関係なく存在している問題です。

セクハラの世界的概念として知ってほしいタイプ分けがあります。ひとつは「対価型」。これはデートの見返りに採用してあげるなど、性的な誘いかけて仕事上の利益・不利益とをセットにしてくるものがあります。もちろん職場恋愛としてはいけないわけではありませんが、ハラスメントにならないよう、本当に相思相愛かを確かめないといけません。もう一つのタイプが「環境型」で、これは対価型ではないものを意味し、これは1対1の関係ではなく、職場で噂を流したりいじめを行うなど、セクハラがあるために気持ちよく信頼し合って働けない状況を言います。なぜ私たちは、被害にだけ冷たいのか。

最近話題になっているタレント事務所やテレビ局の件も、全部セクハラだといふことは、もうお分かりだと思います。2023年7月からは刑法の性犯罪に大

中面へ続く



(音声コード)

あいぽーと徳島情報

あいぽーと通信 73号

令和7年度 となたでもお申し込みいただけます。
人権教育啓発リーダー養成講座(前期)

参加
無料

申込
必要



第2回 テーマ 外国人の人権

日時 令和7(2025)年
7月8日(火) 13:30~15:00

会場 アスティとくしま 2階 第6会議室
徳島市山城町東浜傍1-1

演題 見えない壁を越えて
～外国人住民とつながる地域の力～
おとなりさん・ファミリーフレンド・
プログラム(OFP)

講師 楊 森(やん みやお)さん
特定非営利活動法人アジア人文文化交流促進協会(JII)
理事兼事務局長・ファウンダー

第3回 テーマ 子どもの人権

日時 令和7(2025)年
8月20日(水) 13:30~15:00

会場 アスティとくしま 2階 第6会議室
徳島市山城町東浜傍1-1

演題 かすかなSOSへの
アンテナと傷を受けた
人の声を聴くこと

講師 村上 靖彦(むらかみ やすひこ)さん
大阪大学人間科学研究科教授・
感染症総合教育研究拠点CiDER兼任教員

第4回 テーマ 災害と人権

日時 令和7(2025)年
9月12日(金) 13:30~15:00

会場 アスティとくしま 2階 テレコメディアホール
徳島市山城町東浜傍1-1

演題 いざという時どうする?あなたの食と栄養
～災害時の食・栄養支援官民連携の仕組み作りに向けて～

講師

原 裕樹(はら ひろき)さん
公益財団法人 味の素ファンデーション(TAF)
食の力による防災支援・復興支援事業マネージャー

徳島県内における取組の報告

田村 宏(たむら ひろし)さん
徳島県キッチンカー協会 理事兼事務局長

あいぽーと徳島 第1回特別展示

入場
無料

平和学習 パネル展 「長崎原爆」

～被爆80年 平和の尊さを考える～

開催期間 令和7(2025)年
7月19日(土)～8月31日(日)
10:00~18:00
※休館日:月曜日(祝日の場合はその後の直近の平日)

展示
会場

あいぽーと徳島 展示・交流スペース
徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリニターミナルビル1階

協力

長崎市原爆資料館

主催・問い合わせ: あいぽーと徳島(徳島県立人権教育啓発推進センター) Tel.088-664-3719 ホームページ <https://www.aiport.jp/>

人権相談のご案内

あいぽーと徳島では、人権擁護委員・弁護士による人権相談を行っています。まずは電話にてご連絡ください。

Tel.088-664-3701

(徳島県多文化共生・人権課分室)

※相談日は都合により、変更される場合があります。

一人で
悩まず
お電話を

●人権擁護委員による相談

第2・第4土曜日 (10:00~16:00)
(12:00~13:00を除く)

面接相談及び電話相談

●弁護士による相談(要予約)

第1・第3金曜日 (13:00~16:00)

面接相談

●弁護士によるインターネット
上の人権侵害相談(要予約)

偶数月の
第2金曜日 (13:00~16:00)

面接相談

[編集・発行]

あいぽーと徳島

徳島県立人権教育啓発推進センター

指定管理者 特定非営利活動法人 徳島ヒューマンネット

〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリニターミナルビル内

Tel.088-664-3719 Fax.088-664-3727

E-mail: info@aiport.jp

あいぽーと徳島 検索 <https://www.aiport.jp>

●開館時間/午前10時から午後6時まで
●休館日/月曜日(祝日の場合はその後の直近の平日)
年末年始(12月29日から1月3日まで)

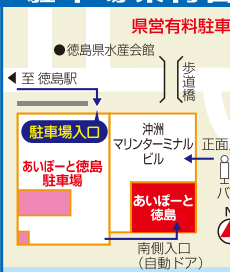
●公共交通機関のご案内 JR徳島駅前から徳島市営バス⑥番のりば・徳島バス【中央市場線】に乗りし、[沖洲マリニターミナル]にて下車。



駐車場
案内

お車を利用の場合、ビル西側駐車場の「あいぽーと徳島」と表記のある赤いコーンの場所に駐車してください。
満車の場合は、ビル北側の県営有料駐車場をご利用ください。
●3時間まで200円

駐車場案内図



(音声コード)

令和7年5月24日(土) あいぽーと徳島 第1回 県民講座を開催しました。 ～障がいのある子やひきこもりの子の～『親なきあと』を考える

講師:藤井 奈緒(ふじい なお)さん 一般社団法人『親なきあと』相談室 関西ネットワーク 代表理事

「親なきあと」とは、障がいのある子やひきこもりの状態にある子が、親がいなくなった後、どのように生きていくのかという、親の憂いを指す言葉です。漢字で「親亡きあと」と書かないのは、親が亡くなる前でも、加齢による理由などで子どものお世話ができなくなる時がくるので、その時点から、「親なきあと」が始まると考えるからです。

しかし残念ながら、親の代わりを務められる人は存在しません。だからといって、障がいのないきょうだいや親族にすべて任せてしまうと、過度な負担をかけてしまうことになりかねず、きょうだいの場合は年齢が近い分、その負担を一生背負い続ける可能性もあります。

だからこそ、特定の誰かにだけ一方的に頼るのではなく、親が元気なうちに、親にしかできない準備を丁寧に進めることが重要で、家族だけで抱え込まず、早い段階から第三者のサポートに慣れておく必要があります。

また、子どもに財産を残す際、「いくら残すか」よりも「どう残すか」が重要で、子どもの名義でやみくもにお金を貯めることは好ましくありません。むしろ大切なのは、「誰がそのお金を本人のために上手に使ってやってくれるのか？」または、「使うお手伝いをしてくれるのか？」ということです。

私たちが社会的に孤立しないためには、心の『寄り添い』が必要です。いつでも互いに気にかけて心配しあえる仲間と、できるだけ多くつながることで、独りぼっちではないよという安心を、子どもに残してあげましょう。また、他者からサポートを受ける際に役立つよう、家族の情報やエピソードなどをノートにまとめておくことをお勧めします。これは、いざという時に非常に役立つ大切なツールとなります。

親の安心ももちろん大切ですが、一番大切なのは本人の意思です。本人の気持ちを尊重し、「私が元気なうちは私が面倒を見る」という姿勢ではなく、「私以外に頼れる人を作ってあげる」ことこそが、「親なきあと」への最も大切な準備なのです。

令和7年度人権に関する児童生徒の作品受賞標語ポスター巡回展

昨年12月に発表しました「令和6年度人権に関する児童生徒の作品」の受賞作品の中から、標語ポスター(県内各学校から応募のあった29,862作品より受賞した作品)を身近な場所で鑑賞していただけるように県内各所で展示会を開催しています。

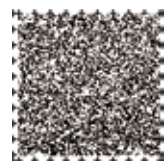
会場は8箇所で行い、それぞれの地域の学校に通う子どもたちの作品を展示しています。会場に訪れた多くの方に、地域の子どもの作品をご覧ください。

展示会場

- | | |
|----------------|---------------------|
| ●マルナカ協町店(美馬市) | 令和7年5月10日～5月19日 |
| ●フレスポ阿波池田(三好市) | 令和7年5月21日～5月28日 |
| ●ホテル千秋閣(徳島市) | 令和7年6月 4日～6月27日正午まで |
| ●フジグラン石井(名西郡) | 令和7年7月 2日～7月10日(予定) |
| ●フジグラン北島(板野郡) | 令和7年7月16日～7月23日(予定) |
| ●あいさい広場(小松島市) | 令和7年7月18日～7月24日(予定) |
| ●ハローズ津乃峰(阿南市) | 令和7年7月26日～8月 5日(予定) |
| ●イオンモール徳島(徳島市) | 令和7年8月 7日(予定) |



パネル 更生保護
地域社会とともに歩む
法務省保護局



(音声コード)

新着図書・DVD・人権啓発パネルのご案内

※所蔵する図書・DVD等は、ホームページで検索できます。



DVD
あなたのいる庭
兵庫県
(公財)兵庫県人権啓発協会



DVD
人権啓発推進
映像教材
人権のすすめⅡ
東映株式会社
コンテンツ事業部門
教育映画



DVD
LGBTシリーズ
心の性を生きる
～いよた みより～
フルーク映像 株式会社



DVD
母のさがしもの
～認知症と
ともに生きる～
東映株式会社



DVD
部落の心を
伝えたいシリーズ
第34巻
つながる力の
向こう側
～坂田かおり～
フルーク映像 株式会社



図書
「これくらい
できないと
困るのは
きみだよ?」
勅使川原 典衣/
編著、野口 晃晃・竹端 秀・
武田 緑・川上 康則/著

人権啓発・学習に関する図書・DVDや令和7年度青少年読書感想文全国コンクール課題図書(貸出用)を入荷しました。展示パネルも新しく追加しました。ご活用ください。

きな変化があり、今までは必死で抵抗しても暴力やナイフで脅されて無理やりレイプされたようなケースだけが警察が動ける範囲でしたが、今では同意しなかったケースも犯罪になることになりました。ただ会社組織でハラスメントに対応する必要性を、会社の人たちがちゃんと理解していなければ、あなたも被害者側が悪いかのように冷たい態度をとられ傷つけられる、二次被害の問題も引き起こしてしまいます。「泥棒被害に遭ったのは、家の鍵を開けていたのが悪い」と言われる状況と同じだと考えると、理解しやすいかもしれません。



「叱り方の必要性和相当性」パワーハラスメントという言葉は日本で作られたものです。セクハラは2000年頃から対応が始まってきましたが、パワーハラは諸外国に続く形で日本でも2020年から法整備が始まりました。その定義は「優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより労働者の就業環境が害されるもの」とされています。ポイント「必要性」と「相当性」で、要するに単に叱られて不快だったからパワーハラとされるのではなく、その指摘をする必要があったのが重要です。また必要だとしても、その伝え方で良かったかというのが「相当性」です。パワーハラにあたる言動としてはきつく叱るのが世の中でイメージされやすいのですが、相談員をやっていると、もっといろいろなタイプがあることも感じます。いくら自分が上司やお客さんだったとしても、人間としてはお互い同じ人間として尊重しなければいけないので、人格を否定するような発言や、プライベートなことにまで踏み込むのも問題で、その対策例としては今流行している「つながらない権利」も挙げられます。

「健やかな自分を守るために」もし自分が被害者になった時は、まず自分ため込まず誰かに話して、それがハラスメントかどうかの意見をもらうこと。そしてメールやスクリーンショットなどで記録はとっておきましょう。録音も自分を守る手段になりますし、「録音します」ということでいやがらせが止まることもあります。また仕事を休んだり相手との距離を取ることでメンタルに余裕を持たせることも重要です。病院で適応障害などの診断書が出れば、それは会社に対してのメッセージになりますし、「自分が休んだら会社に迷惑をかける」と言う人も多いのですが、放置して重症化すれば大きな騒ぎになって、もつと大きな迷惑をかけてしまうことにもなりかねません。私の意見としては、会社や行政、学校に必要なのは、ハラスメントを禁止する明確なルールがあること、相談できる場所を設けること、それからまずは管理職がハラスメントを理解すること。その上で一般の職員や学生にもハラスメントの例を周知し、もし大きな問題が起きた時は弁護士や心理学の専門家に相談しながら、しっかりと解決していくことだと思います。

講師プロフィール

北仲 千里(きたなか ちさと)さん

広島大学ハラスメント相談室 准教授
(ハラスメント対応の専任相談員)

専門は社会学、とくにジェンダー論。1990年代より、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、アカデミック・ハラスメント、ジェンダー、男女共同参画、LGBTの人権などについての講師を担当。現在は、NPO法人全国女性シェルターネットワーク共同代表、NPO法人性暴力被害者サポートひろしま代表理事、内閣府女性に対する暴力に関する専門調査会委員等も務めている。

著書等出版物

- 「セクシュアル・ハラスメント概念の成立と制度化」、コラム⑧『#MeToo』、『くひと>から問うジェンダーの世界史第1巻 「ひと」とはだれか?ー身体・セクシュアリティ・暴力』三成美保、小浜正子、鈴木則子編、2024年、大阪大学出版会
- 『あなたの知らない研究グレイの世界』榎木英介、田中智之編著、中外医学社、2023年、分担執筆「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」
- 『困難を抱える女性を支える Q&A 女性支援法をどう活かすか』戒能民江・堀千鶴子編著、2024年、解放出版社、分担執筆



(音声コード)